第十七条第一項	振替損失調整額	振替損失調整額（額が変動する場合に限る。）の変動額
第十九条第一項	接続検討料収益」という。）	接続検討料収益」という。）（額が変動する場合に限る。）
第十九条第二項の表、第二十一条第二項の表及び第二十二条第二項の表	第十三条	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した料金を算定した際に第十三条
第二十条第二項	第十一条第一項	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した料金を算定した際に第十一条第一項
第二十条第三項の表	第十三条	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した料金を算定した際に第十三条
第二十条第五項	第十二条第六項第一号	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した料金を算定した際に第十二条第六項第一号